

近世前期郷鎮守における神宮寺と本末関係の形成

——近江国甲賀郡森尻村矢川寺を事例に——

藤 田 和 敏

【要約】 近江国甲賀郡森尻村に所在する矢川大明神は、中世段階の当該地域に存在した池原柚庄の荘鎮守であったと推測される神社であり、神宮寺である矢川寺は神仏習合形態で祭祀を執行していた。戦国末期における荘園制の解体の後に、中世的な神社の運営構造を再編成した新たな存立基盤を構築する必要に迫られた矢川寺は、氏子村々に所在する祈禱寺・鎮守の祭祀を掌握することにより、当該地域に宗教的権力秩序を形成する。矢川寺の住持が氏子村々の祭祀を取り仕切るためには、密教の祈禱を行う資格である阿闍梨の職位が必要であり、台密の穴太流を相伝していた延暦寺の僧坊である惣持坊と法流関係を結んでいた。その法流関係を梃子として、惣持坊は幕府が行った寺院改を契機に、矢川寺と氏子村々の祈禱寺を直末寺とし、矢川寺の中本寺としての立場を否定しようと試みた。矢川寺は訴訟を起こして抵抗したのであり、両者がせめぎ合う中で寺院本末関係が成立した。

史料 九〇巻六号 二〇〇七年十一月

はじめに

本末制度・寺檀制度という幕府の宗教政策によって、近世仏教が葬式仏教と化し、ひいては僧侶の墮落、民心の仏教からの離反を招いたとする辻善之助の近世仏教墮落論^①は、戦後の近世仏教史研究に多大なる影響を与えた。政策面の分析から近世仏教の形式化を論証した辻の研究を克服し、近世社会において仏教が存在した意義を積極的に捉えることが、その

後の研究における最大の課題となったのである。

いち早く民俗学の視点から、近世仏教墮落論の批判を試みた竹田聽洲は、近世寺院には幕藩権力との関係を越えたとすることで民衆生活の側から必要とされる一定の機能面を備えていたことを指摘した上で、近世社会において庶民の家が形成され、祖先信仰が広く定着したという民衆生活の動向が、寺檀制度という幕府の宗教政策を支えていたことを論証した^③。竹田の一連の研究は、近世仏教史に新たな視野を切り開いたものとして高く評価されたのであり、その見解を継承していくことが研究の大きな潮流となったのである。一九七〇年代以降に展開した児玉識・奈倉哲三、社会学の森岡清美による浄土真宗を事例とした諸研究は、その流れの中に位置づけられる。児玉・奈倉・森岡の研究は、神祇不拝・祖先信仰の否定という浄土真宗の独自性を強調しつつも、西日本や北陸地方といった「真宗優越地帯」において、家を核とした根強い浄土真宗信仰が存在したことを実証した^④。これらの浄土真宗を対象とした諸研究は、近年活発に議論されている身分的周縁論^⑤の影響を受けた澤博勝・引野亨輔によって批判されており、浄土真宗以外の諸宗教と地域社会との関わり合いを論究する必要性が唱えられている^⑥。

戦後の近世仏教の研究史を総括した大桑斉は、社会経済史学の動向に近世仏教史研究が強い影響を受けていたことを指摘している^⑦。大桑の指摘に従えば、以上に述べた諸研究も、近世社会経済史研究の最大の成果である小農自立論に基づいたものであったと評価することができる。家を軸に近世仏教を捉える視点が豊かな研究成果をもたらしたのは事実である。しかし、その裏返しの問題として、寺檀関係では把握しきれない近世仏教の側面が捨象される結果となったのも事実である。現在でも方法的に重視されている竹田の研究は、民衆生活と仏教との関係を考える上で、寺檀関係のみを取り上げたのではない。竹田は、神社における祈禱系仏教宗派の神宮寺と民衆との関わり合いのあり方も検討しなければならぬことを強調しており、丹波国桑田郡山国郷の郷鎮守五社明神における神仏習合の実態について詳細な研究を行っている^⑧。郷とは、水利・入会山といった農業生産条件を紐帯とする地縁的な村落結合であり、郷を構成する村々の宗教的な結束の

核になったのが郷鎮守である。郷鎮守には神宮寺が併設されている場合が多く、その住持が神仏習合の形態で祭祀を執行していた。竹田が示したような近世における郷鎮守と神宮寺の存在形態は、苅米一志が明らかにしている中世の領域型荘園における荘鎮守を取り巻く地域構造と連続するものであり、中近世移行期の地域社会における寺院の存在形態を明らかにするために欠くべからざる検討対象である。筆者は既に、畿内・近国地域を事例に、荘園の領域的な枠組みを引き継いだ郷村結合が、近世社会において広汎に残存していたことを論証している^④。そのような地域社会構造の存在を前提とすれば、家を基盤とする檀那寺の分析とともに、郷村結合を基盤とした郷鎮守における神宮寺を検討することは、上述したような身分的周縁論に影響を受けた近世仏教史研究の動向に鑑みても必要なことと筆者は考えるのである。

以上の問題意識に基づき、本稿では近江国甲賀郡森尻村矢川大明神（現在の矢川神社）の神宮寺であった天台宗矢川寺を事例に、近世前期における郷鎮守神宮寺の存在形態を分析していくが、その際の方法として、地域社会と神宮寺との関わり合いとともに、本寺と神宮寺との本末関係も重視する。身分的周縁論に依拠して多元的に宗教と社会との関わりを捉えようとすると視角を念頭におき、本寺による宗教統制のあり方を明確にしたい。

- ① 辻善之助『日本仏教史』近世編一―四（岩波書店、一九五三―一九五五年）。
- ② 竹田聰洲『近世寺院史への視角』（『近世仏教 資料と研究』一、一九六〇年、再収竹田『竹田聰洲著作集』七、国書刊行会、一九九四年）。
- ③ 竹田聰洲『竹田聰洲著作集』一―三、六（一九九三―一九九六年）所収の諸研究。
- ④ 児玉識『近世真宗の展開過程——西日本を中心として——』（吉川弘文館、一九七六年）、同『近世真宗と地域社会』（法蔵館、二〇〇五年）、奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究——越後蒲原門徒の行動と足跡』（校倉書房、一九九〇年）、森岡清美『真宗教団と「家」制度』（創文社、一九六二年）、同『真宗教団における家の構造』（御茶の水書房、一九七八年）。
- ⑤ 塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』（部落問題研究所、一九九四年）。身分的周縁論は、従来注目されてこなかった近世社会における諸身分の実態に光を当てて議論であり、高埜利彦編『シリーズ近世の身分的周縁』一（吉川弘文館、二〇〇〇年）、吉田伸之編『身分的周縁と近世社会』六（吉川弘文館、二〇〇七年）において、さまざまな宗教者の存在形態が明らかにされている。
- ⑥ 澤博勝『近世の宗教組織と地域社会——教団信仰と民間信仰——』（吉川弘文館、一九九九年）、引野亨輔『近世中後期における地域神職編成——「真宗地帯」安芸を事例として——』（『史学雑誌』一一一

一一一、二〇〇二年）。

⑦ 大桑齊「日本近世の思想と仏教」（法蔵館、一九八九年）。

⑧ 澤や、身分的周縁論に依拠して寺檀関係の分析を行った朴澤直秀は、竹田の方法論に対して高い評価を与えている（註⑥前掲澤著書、朴澤「幕藩権力と寺檀制度」、吉川弘文館、二〇〇四年）。

⑨ 竹田聰洲「近世村落の社寺と神仏習合 丹波山国郷」（法蔵館、一九七二年、再収竹田『竹田聰洲著作集』四、一九九七年）。五社明神は、山国郷本郷八村の郷鎮守であり、近世初期以来「神宮寺」と略称される寺院の住持が祭祀を執行した。竹田の研究以外に郷鎮守神宮寺について分析した成果としては、澤博勝「近世中後期の神社と神宮寺——越前二の宮織田劔神社の分析を通して——」（『論集さんせい』一九、一九九七年、再収註⑥前掲澤著書）がある。

⑩ 菊米一志「莊園社会における宗教構造」（校倉書房、二〇〇四年）。

第一章 中近世移行期における矢川大明神と矢川寺

本章では、享保年間（一七一六～一七三六）に矢川寺の住持が作成した神社の記録である「矢川雜記」^①を中心に、中近世移行期における矢川大明神と矢川寺について分析する。

「矢川雜記」は、由緒や社殿・堂塔、祭祀組織の状況など矢川大明神に関わる項目が網羅的に記載されている史料であり、矢川大明神の由緒に関わる項目には、次の①～③のような記述がなされている。すなわち、①矢川大明神は、当該地域に存在した池原柚を所領とした応神天皇の子孫深川宿禰が天皇の皇妃矢河枝姫命を祀ったのが淵源である、②延暦寺の資材伐採のために池原柚に入った最澄の創建である矢川寺が別当として矢川大明神の祭祀を執行した、延暦年間（七八二～八〇六）に柚庄と名付けられた周辺二〇余村が氏子として社役を勤めた、③室町期には望月氏・鵜飼氏ら「甲賀二十一

同「中世前期における地域社会と宗教秩序」（『歴史学研究』二〇〇六年度大会特集）。領域型荘園とは、集落・耕地・山野河海を有機的に含み込んだ荘園であり、このような荘園の領域的枠組みは、農業再生産の必要性から近世社会にも引き継がれた。

⑪ 拙稿A「近世前期の国絵図・郷帳と村」（『洛北史学』四、二〇〇二年）、同B「近世郷村結合と郷鎮守——近江国甲賀郡北脇村若宮八幡宮を事例に——」（『地方史研究』三二七、二〇〇五年）、同C「近世郷村結合の展開と領主支配——摂津国島下郡粟生村を事例に——」（『歴史評論』六九一、二〇〇七年）。

⑫ 井上智勝「近世本所の成立と展開——神祇管領長上吉田家を中心に——」（『日本史研究』四八七、二〇〇三年）、梅田千尋「陰陽道本所土御門家の組織展開——近世本所支配の諸相——」（『日本史研究』四八七、二〇〇三年）。

表1 氏子22ヶ村一覧

No.	村名	人別米	No.	村名	人別米
1	内貴村	1.75	12	塩野村	2.05
2	高山村	1.54	13	杉谷村	5.89
3	三大寺村	2.85	14	虫生野村	2.59
4	牛飼村	3.65	15	市原村	1.69
5	袖中村	2.31	16	野田村	1.88
6	山上村	2.06	17	(新宮)上野村	2.58
7	森尻村	1.81	18	倉治村	0.89
8	深川村	4.39	19	竜法師村	5.68
	深川市場村	2.57		野尻村	2.53
9	稗谷村	2.84	20	三所村	0.33
10	葛木村	1.83	21	柑子村	1.93
11	寺庄村	3.11	22	磯尾村	1.52

※人別米の単位は石。No.8 深川市場村は深川村の、No.20三所村は野尻村の領域に含まれる。承応元年以降はNo.1～6が三大寺村山王権現、No.14～22が新宮上野村新宮大明神の氏子となった。

の費用を、この段階の氏子であった二二ヶ村が負担した際の算用帳である。記載内容は、A村ごとに負担する人別米と、Bそれを換銀した際の金額、C実際に村が差し出した金額の合計と、BとCを差し引きした上での過上・未進の金額が書き上げられている。表1は氏子二二ヶ村の村名と人別米を一覧化したもの、図1は二二ヶ村の位置関係を图示したものである。表1・図1からは、氏子二二ヶ村が柚川流域を中心に、野洲川南岸から伊賀国境までの領域に及んでいたことがうかがえる。

正保段階の矢川大明神は右のような広大な領域を氏子圏としていた。恐らく氏子二二ヶ村は中世段階における池原柚庄の地域的枠組みを引き継いだものであり、矢川大明神が池原柚庄の荘鎮守であったことが②のような記述に結びついたも

家」の侍衆が柚庄に多く居住し、矢川寺も僧坊が七宇存在していたが、文禄期の秀吉による侍衆の改易と同時に寺領を没収され、堂塔・社殿は退転した、である。^②

①～③の記述からは、享保期の由緒としてではあるが、中世から近世初期における矢川大明神の状況をうかがい知ることができる。その中から、まず②で記載されている二〇余村という氏子の範囲について考えてみたい。

矢川大明神の氏子村々については、正保二年（一六四五）に作成された「柚廿式村算用状」^⑤という史料から、一七世紀前半段階での氏子村々の広がりについて知ることができるとが、「柚廿式村算用状」^⑤は、矢川大明神で実施

された雨乞神事の返礼のために矢川寺の鐘を鑄替えた際

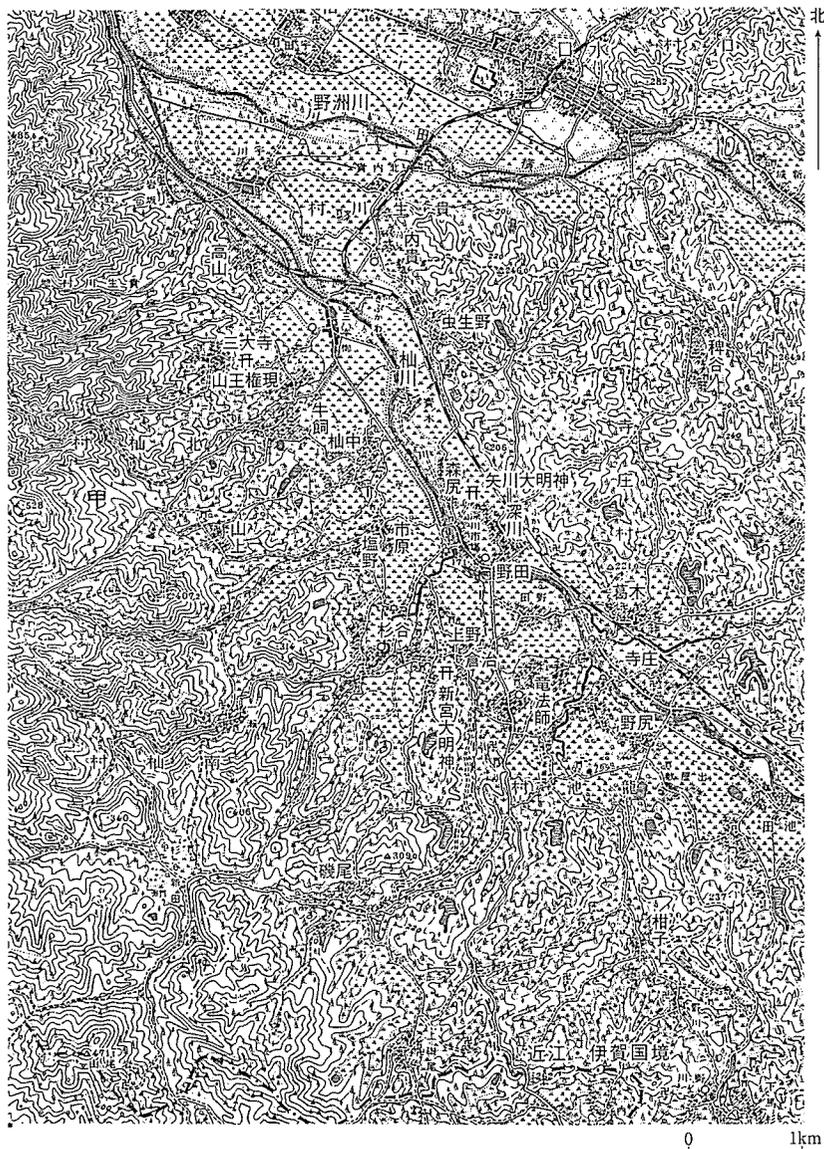


図1 矢川大明神氏子22ヶ村

本図は、明治33年（1900）に陸軍参謀本部陸地測量部から発行された5万分の1地形図「水口」を利用したものである。

のと想定できる。

正保期における氏子二二ヶ村は、一七世紀後半に至り三つのグループに分裂する。その経緯については、「矢川雜記」には「矢川廿余村は……五拾余年前鐘鑄の事によりて九ヶ村引分れたり、故に后六ヶ村も別れたり」、明治四年（一八七二）に作成された「近江国甲賀郡式内矢川神社由緒」には「承応元壬辰年、新宮社附九ヶ村・三大寺社附下六ヶ村と柚廿余村之内引別たり」とあり、承応元年（一六五二）に矢川寺の鐘の鑄造をめぐって争論が発生し、矢川大明神の氏子七ヶ村と「新宮社附九ヶ村」「三大寺社附下六ヶ村」に分かれたとされている。これらの記載については、森尻村で行われていた一年間の祭祀を書き上げた万治三年（一六六〇）の「森尻村祭祀書上」^④に、四月初申日に行われる矢川大明神の祭祀に参加した氏子村々が杉谷村・塩野村・深川村・寺庄村・葛木村・穂谷村・森尻村の七ヶ村とされていることから、妥当なものと考えられる。矢川大明神の氏子は二二ヶ村から七ヶ村へと分裂縮小し、分離した一五ヶ村は、九ヶ村が新宮上野村の新宮大明神（現在の新宮神社）、六ヶ村が三大寺村の山王権現（現在の日吉神社）の氏子になったのである。^⑦

分裂後の氏子七ヶ村は、矢川大明神最大の神事である四月祭祀や早尅時に実施される雨乞祭祀に参加すると同時に、社殿堂塔を維持するための財政負担をし、矢川大明神の運営を支え続けた。元文二年（一七三七）には本地堂修理のために散物の余資一四貫文を修理料とし、氏子七ヶ村が二貫文ずつを預かり、毎年利足二〇〇文ずつを修復要脚とする旨を取り決めた証文を作成しており、「矢川雜記」にも七ヶ村による矢川大明神への奉加の記事が頻出している。^⑧

次に、戦国期以前には別当として社務を執行したとされる矢川寺について検討したい。戦国期から享保期までの矢川寺の沿革について「矢川雜記」には次のように記述されている。すなわち、①天正・文禄年間（一五七三～一五九六）に七宇の僧坊は清浄院を残して全て退転し、寺領は没収された、②慶長年間（一五九六～一六一五）に住持となった円盛が社殿・堂塔の再興を進めた、③円盛の弟子長賢が更なる堂社の復興を行い、多くの弟子を養成した、それらの弟子は稗谷村安楽寺・寺庄村八王寺などの周辺村落の寺院の住持となった、である。^⑩

表2 矢川社所縁の寺社と行事内容

村名	寺社名	行事の内容
杉谷村	正福寺	正月18日祈祷
	気多大明神	
	長岡天皇社	正月11日大般若経転読
	金蔵寺	正月15日オコナイ
	八王子権現	正月8日仁王会
	天神社	
	妙見社	正月12日仁王会, 2月朔日大般若経転読
塩野村	天神社	正月7日仁王会
	阿弥陀堂(円満寺)	正月15日オコナイ
	滝坂寺	
深川村	浄福寺	正月8日牛王オコナイ, 同18日オコナイ
	山王権現	正月9日仁王会
	富士権現	
	八幡宮	
	地藏堂	
	薬師堂(浄土寺)	正月5日牛王オコナイ, 同15日オコナイ
	牛頭天王社	
葛木村	釈迦堂(安楽寺)	正月6日牛王オコナイ, 同13日オコナイ
	天神社	正月10日・5月10日仁王会, 正月25日・5月25日大般若経転読
	山之神	正月3日祭り
森尻村	天王社	6月7日大般若経転読
	地藏堂	
	富士山	
	庚申山	

※稗谷村・寺庄村については寺社名・行事名の記述はないが、「稗谷・寺庄の堂社共に所縁たる事勿論なり」とある。

③には、円盛の弟子が住持になる形で矢川寺と周辺寺院との結びつきが形成されたとされているが、「矢川雜記」には、享保段階での氏子村々に所在する寺院や鎮守と矢川寺との関係を列挙した「所縁堂社之事」という項目があり、両者の関係の具体的な状況を知ることができる。「所縁堂社之事」の記載内容を一覽にしたのが表2である。

表2には杉谷村・塩野村・深川村・葛木村・森尻村の五ヶ村の寺院と鎮守で営まれる祭祀が列挙されている。これらの寺院は、基本的に

宗門改を行う檀那寺ではなく、祈禱系の仏事を実施する寺院であることから祈禱寺と呼ぶべきものであるが、表2の寺社で行われる祭祀については、「堂合五ヶ村に九ヶ所、皆是臨時の供養、恒例の仏事を勤む、社会五ヶ村に十五ヶ所、年中の祈禱嘉例の

神事を勤む」とされており、全て矢川寺の住持が関与していた。さらに「所縁堂社之事」には、「夫当山は柚住僧の初山つぐやまにして惣領せると見へたり……百年已前柚の寺僧多ク退転して、後真言宗居れるもあり、帯妻せるもあり、又ハ無住となれるあり、然るを当年中興ニよりしておほく本に復せり」とあり、表2に掲げた寺院を含め、柚庄全体の祈禱寺が矢川寺に従属する関係が戦国期に存在したと記されている。戦国期の史料が存在しないため、右の記述については確証を得ることはできないが、矢川大明神の氏子が正保期には二ヶ村の広がりを持つていたことから勘案しても、事実に近いものと見なしてよいのではないだろうか。

戦国末期の甲賀郡は、郡内に居住する侍衆が甲賀郡中惣と呼ばれる連合体を形成して支配を行っていたが、「甲賀ゆれ」と称された天正一三年（一五八五）の羽柴秀吉による侍衆の改易処分と、中村一氏の水口岡山城入部によって戦国期の地域構造は大きな転換を遂げた。^⑬「矢川雜記」の「氏子之事」という項目には、戦国期矢川大明神の氏子村々を侍衆の望月氏が支配していたとの記述が存在することから、甲賀郡内に存在する郷鎮守である北脇村若宮八幡宮^⑭（現在の柏木神社）において、その氏子圏を支配領域としていた侍衆の山中氏・美濃部氏・伴氏が宮座を形成していたように、中世後期における矢川大明神の運営にも侍衆の関与はあったものと思われる。しかし、寺領を持つ別当としての矢川寺や侍衆によって形成されていた矢川大明神の中世的な存立構造は「甲賀ゆれ」に伴い解体したのであり、再興された矢川寺の住持は、無住となった祈禱寺に自らの弟子を送り込み、氏子村々での祭祀を担うことで、氏子七ヶ村との間に中世段階の存立構造を再編成した新たな関係を結び結んだのである。

近世以降の矢川寺は、矢川大明神の祭祀の面では、四月祭祀において氏子村々も参加する会合の座次で上座を占めるとともに、^⑮大般若経転読を執行するなど中心的な位置を保ち続けたが、財政面では社殿・堂塔を維持するために先に見たような氏子の奉加に依存せざるを得なくなつた。祈禱寺や鎮守での祭祀を媒介とした氏子七ヶ村との関係は、矢川寺が主導的な立場で矢川大明神の経営を維持していくために必須のものだったのである。

- ① 「矢川雜記」は、年未詳「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九七）、享保八年（一七三三）「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九八）、年未詳「矢川雜記卷三」（矢川神社文書二九九）、年未詳「矢川社寺雜錄第一」（矢川神社文書三〇〇）、年未詳「矢川雜記卷之二」（矢川神社文書三〇一）、年未詳「矢川社雜記下」（矢川神社文書三〇二）、年未詳「矢川雜記第三々四并第五」（矢川神社文書三〇三）の七冊が現存する。矢川神社文書については、「矢川神社文書調査報告書（甲賀市、二〇〇五年）」に目録と主要な史料の翻刻が掲載されている。「矢川雜記」の成立年代を享保年間とする根拠は、「矢川神社文書調査報告書」の「解説」参照。
- ② 享保八年「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九八）、年未詳「矢川社雜記下」（矢川神社文書三〇二）。
- ③ 正保二年八月三日「柚廿式村算用状」（矢川神社文書二一九）。
- ④ 享保八年「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九八）。
- ⑤ 明治四年一〇月二〇日「近江国甲賀郡式内矢川神社由緒」（矢川神社文書三〇五）。
- ⑥ 万治三年六月「森尻村祭礼書上」（矢川神社文書六三三）。
- ⑦ 氏子村々の分裂状況については、「甲賀郡志」下（甲賀郡教育会、一九二六年）六五七頁に、「承応年中中畑庄内一統熟談の上往古よりの氏子畑庄二十二ヶ村の内新宮社附九ヶ村（新宮、倉治、竜法師、磯尾、柑子、市原、野田、野尻、虫生野）三大寺社附六ヶ村（三大寺、牛飼、袖中、山上、高山、内貫）都合十五ヶ村引別れ」とある。
- ⑧ 元文二年四月一六日「預り申祠堂銀之事」（矢川神社文書一八八）。
- ⑨ 年未詳「矢川雜記卷三」（矢川神社文書二九九）には、七ヶ村が施主となった作事の記事として、寛文四年（一六六四）の二宮修理、同九年（一六六九）の一宮修理、同二年（一六七二）の石そり橋造立、貞享三年（一六八六）の鳥居立、同五年（一六八八）の二宮上葺、元禄元年（一六八八）神輿庫立などが挙げられている。
- ⑩ 年未詳「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九七）、享保八年「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九八）。
- ⑪ 年未詳「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九七）。
- ⑫ 甲賀侍衆に関する論考については、宮島敬一「戦国期社会の形成と展開—浅井・六角氏と地域社会—」（吉川弘文館、一九九六年）九七—九八頁参照。
- ⑬ 近世初頭における当該地域の状況については、渡辺恒一「近世初期の村落間争論と地域秩序—近江国甲賀郡を事例として—」（『歴史科学』一五二、一九九八年）参照。
- ⑭ 年未詳「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九八）には、戦国期において「塩野望月・深川半は親阿・寺庄村望月家・葛木村此村は寺領たりて皆望月所知たり」と、「又廿二村共に望月統領たる事もあり」というような、望月氏の支配が氏子村々に及んでいたとする記載がある。
- ⑮ 若宮八幡宮は、近世初期の矢川大明神氏子二十二ヶ村の北部に隣接する氏子圏を持っていた。若宮八幡宮の存在形態については、はじめに註⑩前掲拙稿B参照。
- ⑯ 山中氏・美濃部氏・伴氏の存在形態については、村田修三「用水支配と小領主連合」（『奈良女子大学文学部研究年報』一六、一九七三年）参照。
- ⑰ 年未詳「矢川雜記卷二」（矢川神社文書二九七）には、四月祭祀の前日に行われる酒宴の座次として「中社僧、左座杉谷・深川・葛木・森尻、右座塩野・寺庄・稗谷村」とある。

第二章 祈禱寺でのオコナイ争論と矢川寺

前章で掲げた表2からは、祈禱寺においてオコナイと称する祭祀が実施されていたことが看取できる。本章では、近世中期の事例になるが、このオコナイをめぐる氏子村落内部で展開された争論から、前章で見た矢川寺と氏子七ヶ村との関係について更に詳しく分析したい。

オコナイは、近畿地方において現在でも見られる農村の年頭行事である。延暦寺や南都の旧仏教寺院において行われた修正会・修二会を原型とし、それらの行事が地方寺社を媒介として地域社会へ伝播したものとされている^①。オコナイは、近畿地方でも特に滋賀県の湖北・甲賀地域に稠密に残存しており、民俗学の分野で進められてきたオコナイの研究はこの地域を主たるフィールドとしてきた。甲賀郡のオコナイについては、その典型的事例と目される市原村浄照寺のオコナイに関する橋本鉄男・中澤成晃の研究がある^②。そこで両者は、オコナイは男性のみが参加できる行事であること、オコナイの前日に荘厳する供物を調進する役である頭屋のうち左頭・中頭・右頭は男性が、酒頭は女性が勤めること、左頭・中頭・右頭を終えた者がオコナイなどの年中行事の司祭役である頼守となり、さらに頼守経験者によって長老衆が形成される座次の上位を占めることを明らかにしている。次に、右のようなオコナイの現況を前提として、寛保四年(一七四四)に深川村浄土寺で発生したオコナイに関わる争論について検討したい。本争論は、同年二月に深川村が京都町奉行所に次のような訴状を差し出したことが発端となっている。

(史料1)

二元来深川村地下人と申ハ深川村根元之者ニ而御座候、脇衆と申ハ其後段々入組之者ニ而候御座候、只今深川村ニおゐて家数百四十軒余程^{之内}も御座候内、七十軒余ハ深川村根元之地下人、相残所ハ深川村之脇衆、又深川市場^村之脇衆と申ハ格別之者候故新キ処ニ而御座候、深川村根元地下人と申子細ハ、氏神八幡宮修理はそん出仕相勤申候、氏仏浄福寺・観音堂寺共右同前ニ御座候、同氏

仏薬師其外辻堂・小宮迄此地下人々年行事ヲ付世話仕、年内ニハ度々地下人不残出仕勤申候、柳谷大社七ヶ村之惣社矢川神社境内修理はそん・祭礼○諸事不残此地下人として出仕勤来申候往古

一深川村氏仏浄土寺ハ、往古天台宗森尻村矢川寺末寺ニ而、例年正月十五日地下人方・脇衆方と申分り行動来候、地下人方ハ左頭・中頭・右頭と申、一代耆人ニ三度ツ、勤来申候、脇衆方ハ酒頭と申、一代耆人ニ一度ツ、相勤申候、然ル処ニ、深川市場三右衛門と申者酒頭ニ而今年之勤番ニ候所、市場之庄や年寄右三右衛門酒頭ヲ相押へ、料物ニ而右庄や年寄方へ引取、其上時節柄困窮之由断杯と申立勤させ不申、当正月之行イ相止候段迷惑至極ニ奉存候御事

（中略）

一右市場と申ハ則深川村之敷地ニ而、尤御領分内藤十次郎様・美濃部八郎右衛門様と分有之候へ共、右水帳ハ巻冊ニ而深川村ニ所持仕能在候、元来市場と申ハ諸方寄り集り候者ニ而、浄土寺勤役ハ敷地ニ居候故、課役ハ相勤させ来申候御事

（後略）

史料1では次のようなことが主張されている。すなわち、①元来深川村には、「根元之者」（草分け百姓）である地下人と、後から移り住んだ脇衆という二つの集団が存在する、地下人は八幡宮と淨福寺・観音堂の修理を勤め、薬師堂（浄土寺）の他に辻堂・小宮に至るまで地下人より年行事を付けて世話をしており、一年の間に度々地下人が残らず出仕して勤めをしている、矢川大明神の破損修理・祭礼出仕も地下人のみが勤めてきた、②氏仏浄土寺は、往古より矢川寺の末寺であつて、正月一五日に地下人方・脇衆方と分かれてオコナイを勤めてきた、地下人方は左頭・中頭・右頭を一代に三度ずつ勤め、脇衆方は酒頭を一代に一度ずつ勤めてきた、しかし、深川市場村の三右衛門が今年酒頭の勤番であつたにも拘わらず、深川市場村の庄屋年寄は三右衛門の酒頭出仕をpushさへ、料物を庄屋年寄方へ引き取りオコナイを勤めさせない、③深川市場村は深川村の領域内に存在し、村人は新たに諸方から移住した人々によつて構成されている、彼らに対しての浄土寺の勤役は、深川村の領域に居住しているので勤めさせてきた、である。この争論の背景には、「格別新キ」脇衆で構

成されていた深川市場村の村人による、「根元之者」の地下人が居住する深川村主導でオコナイが行われることに対しての反発が存在したものと思われるが、ここでは取り敢えず、オコナイが地下人と脇衆という村落内の身分差を確認するための行事であったことを指摘しておきたい。

天明八年（一七八八）には、塩野村円満寺のオコナイにおいて地下方と平方との座次をめぐっての争論が発生している。円満寺オコナイにおける地下方・平方は、浄土寺オコナイにおける地下人・脇衆と同様の村落内身分と思われる。本争論の発端は座次の不服から平方がオコナイを勤めなかつたことにあり、脇衆が酒頭の勤番を拒否した浄土寺オコナイ争論と同じ図式で争われた。同年正月一二日に本争論は内済となり、地下方・平方双方による五ヶ条の「為取替一札」^⑤が作成されているが、注目すべきは第一条で「今般矢川寺御取扱ニ付」とあり、矢川寺住持が本争論の調停を行つてゐることである。調停の内容については、第三条で「当日座席之儀者地下人左右江相ならび、平方中座江相ならび、尤別紙絵図之通双方共互ニ無礼無之様ニいたし可申事」、すなわち堂内では左右に地下方、中央に平方が座るとされ、第五条では「盃之儀者ちやうし式ツニ而別当・たなもり吞初、左右頭・中座順々相廻し可申候」とあり、酒盛については矢川寺住持↓頼守↓地下方の頭屋↓平方の順番で盃を廻すと取り決められている。つまりは、矢川寺住持を中心にオコナイが執行され、地下方が平方を下位に置くという従来型の儀式形態を維持する形での内済が行われたのである。

矢川寺が、塩野村円満寺オコナイ争論を調停し得たのは、氏子村々が参加する矢川大明神の祭祀を中心的に執行する当該地域における宗教的権力であつたことが理由の第一に挙げられる。しかし、それと同時に、深川村浄土寺オコナイ争論において深川村庄屋・地下人惣代が史料1への添状^⑥の発給を矢川寺に願ひ出ていることから分かるように、幕府の本末統制政策によつて氏子村々の祈禱寺が矢川寺を中本寺とする本末関係に組み込まれたことも要因として考えなければならぬ。

近世前期における幕府寺院行政を分析した柚田善雄は、従来の研究で本末関係形成の画期とされていた寛永期の「本末

改め」が、將軍家光代替わりの寺社朱印状交付に伴う寺領の確定事業としての性格を持ち「本末改め」ではなかったこと、幕府が各寺院の宗旨と本末関係の掌握を積極的に進めたのは元禄期であり、元禄五年（一六九二）には幕府がその支配管轄に限って寺院改を行ったことを明らかにしている。^⑦ 同年九月に作成された次の史料^⑧から、矢川寺は元禄五年の寺院改を受けていたことが分かる。

（史料②）

寺社御改之覚

（中略）

天台宗本寺法流山門惣持坊

一右（矢川大明神、筆者註）境内之内 日吉山矢川寺

当寺之儀、往古今矢川大明神之別当^二而御座候、開基者知不申候
矢川寺末寺并兼帯之寺社

一境内除地 末寺同郡深川村 浄福寺（印）
当寺之儀、開基建立知不申候

（塩野村滝坂寺・同村天神社・同村円満寺・葛木村天神社・同村釈迦堂の記載省略）

右今度京都御改国郡之内、此外末寺兼帯之神社仏閣無御座候、以上

元禄五年申九月 矢川寺 清浄院（印）

御執行代様

山門 惣持坊様

密厳院様

史料②では、京都町奉行所からの指示を受け、延暦寺三執行代・延暦寺東塔北谷の僧坊である惣持坊・滋賀院留守居密厳院に対して矢川寺が届け出たものであり、矢川寺の末寺として深川村浄福寺・塩野村滝坂寺・同村円満寺・葛木村釈迦

表3 氏子7ヶ村に所在する檀那寺

No	村名	寺名	本寺
1	深川村	長徳寺	浄厳院
2	稗谷村	恵心寺	浄厳院
3	葛木村	西光寺	浄厳院
4	寺庄村	西福寺	浄厳院
5	寺庄村	東福寺	称名寺
6	寺庄村	観音寺	称名寺
7	寺庄村	元竜寺	称名寺
8	塩野村	長楽寺	大徳寺
9	杉谷村	金蔵寺	大徳寺
10	杉谷村	勢田寺	大徳寺
11	杉谷村	松安寺	勢田寺

※本寺の所在地は、浄厳院は蒲生郡慈恩寺村、称名寺は甲賀郡滝村、大徳寺は同郡水口宿。

江国延暦寺末寺天台宗寺社改帳^⑨にも浄土寺の記載は無いことから、浄土寺は元禄期から史料^②の争論が発生した寛保期までに矢川寺の末寺に加えられたものと思われる。

氏子村々の祈禱寺において実施されるオコナイは、村落内身分の確認という村落運営上で重要な位置を占める祭祀であった。そのようなオコナイのあり方は、浄土寺オコナイの頭屋を書き上げた「浄土寺勤頭之事」^⑩が、永禄一〇年（二五六七）から明治四年（一八七二）までほぼ連年にわたって残されていることから、戦国期にまで遡及し得るものと考えられる。近世前期に氏子村々の祭祀を掌握した矢川寺は、宗教的権力としてオコナイに関与することで氏子村々の村落運営に影響力を及ぼし得たのであり、そのような関係は、元禄期に氏子村々の祈禱寺と矢川寺が本末関係を形成することによって、制度的に担保されたのである。

なお、氏子村々には、村落祭祀の場である祈禱寺とは別に、宗門改を行う檀那寺が存在した。甲賀郡内の檀那寺は多くが浄土宗であり、元禄九年（一六九六）に作成された「浄土宗寺院由緒書」^⑪から、氏子村々における浄土宗の檀那寺を知ることができる。それを一覧化したのが表3である。これらの寺院の起立年は不詳であるが、近世村落の胎動と同時期に

堂（安楽寺）の四ヶ寺と末社として塩野村天神社・葛木村天神社の二社が書き上げられている。これらの末寺が訴訟を起こす場合、制度上中本寺である矢川寺に対して訴状を提出することになる。氏子村々の祈禱寺を矢川寺は末寺に組み込んだことで、右に示した二件のオコナイ争論の如き末寺で発生した争論に介入できる権限を保証されたのである。なお、史料^②には深川村浄土寺が末寺として挙げられていない。元禄五年に本寺側が作成した末寺帳である「近

檀那寺が形成されたとする竹田の指摘^④に従えば、表3の寺々も戦国期から近世初期に成立したものと思われる。村々において祈禱寺と檀那寺は機能分担をして併存したが、例外も存在した。表3の杉谷村金藏寺は、表2で見られるように正月一五日にオコナイが実施される寺であり、檀那寺でありながら祈禱寺としての性格も兼ねていた。「矢川雜記」に「本郷七村之内、末寺・末社は不殘古来より矢川寺末寺、或は祈禱所ニ兼帯仕候処ニ、杉谷村金藏寺・正福寺者先年他宗ニ罷成候^⑤」とあることから、金藏寺は戦国期の動乱を経て浄土宗に転宗した寺院であったことが分かり、そのような経緯が寺として二重の性格を持つに至った理由になったと推測できる。また、正福寺は天和元年（一六八一）に再興されており、その際に臨濟宗に属することになった。^⑥金藏寺・正福寺の存在は、矢川寺と氏子村々の祈禱寺との本末関係の形成を阻害したが、矢川大明神の祭祀を掌握する当該地域の宗教的権力であった矢川寺は、宗派の違いを超えて金藏寺・正福寺における祭祀を取り仕切ることが可能だったのである。

次章では、矢川寺の宗教的権力を補完した本末関係について検討したい。中本寺―末寺の関係は本寺に認められることよって初めて成立するのであるが、矢川寺の本寺は史料2に「天台宗本寺法流山門惣持坊」とあることから、史料2の宛先のうちの惣持坊であったことが分かる。東塔の僧坊である惣持坊が何故矢川寺の本寺に成り得たのかを、天台宗全体の教団組織と末寺統制の分析を通して考察する。

- ① 山路興造「修正会の変容と地方伝播」（『大系仏教と日本人』七、春秋社、一九八八年）。
- ② オコナイの研究史と湖北地域におけるオコナイの実態については、和田光生「湖北オコナイの成立について―地方霊場寺院と村落寺院の影響―」（『京都民俗』六、一九八八年）、甲賀地域のオコナイについては、米田実「近世村落祭祀と祈禱寺―近江甲賀地方のオコナイを素材として―」（宇野茂樹編『近江の美術と民俗』、思文閣出版、一九九四年）参照。
- ③ 橋本鉄男「甲賀の寺オコナイについて」（『まつり』二〇、一九七二年）、中澤成晃「近江の宮座とオコナイ」（『岩田書院』一九九五年）。
- ④ 寛保四年二月九日「訴状」（深川共有文書一九一―一五）。
- ⑤ 天明八年正月二日「為取替一札」（矢川神社文書六五）。
- ⑥ 寛保四年二月「乍恐奉願口上書」（深川共有文書一九一―一六）。
- ⑦ 柚田善雄「近世前期の寺院行政」（『日本史研究』一三三、一九八一年）、再取柚田「幕藩権力と寺院・門跡」、思文閣出版、二〇〇三年）。
- ⑧ 元禄五年九月「寺社御改之覚」（矢川神社文書三）。

⑨ 元禄五年一月「近江国延暦寺末寺天台宗社改帳」(叡山文庫正

覚院文書内典九一三)。なお、天明六年(一七八六)の「寺院本末帳」

(寺院本末帳研究会編「江戸幕府寺院本末帳集成」雄山閣出版、一九

八一年)には、浄土寺は矢川寺末として記載されている。

⑩ 永禄一〇年(明治四年「浄土寺勤頭之事」(深川共有文書一九一二

八)。

⑪ 元禄九年「浄土宗寺院由緒書」(増上寺史料集)六、増上寺史料編

纂所、一九八〇年)。

⑫ 竹田聰洲「民俗仏教と祖先信仰」(東京大学出版会、一九七一年、

再収竹田「竹田聰洲著作集」一―三、国書刊行会、一九九三―九五

年)。

⑬ 元禄一六年(一七〇三)二月四日「矢川寺本寺兼帯混乱之寛

(年未詳「矢川社雜記下」(矢川神社文書三〇二))。

⑭ 第一章註⑦前掲「甲賀郡志」下、八一―五頁。

第三章 天台宗の教団組織と末寺統制

近世天台宗の教団組織については、幕府によって創設された東叡山寛永寺門主を兼ねる輪王寺門跡と、延暦寺一山の長官である天台座主に就任した妙法院・青蓮院・梶井門跡などの諸門跡との關係を論じた柚田の成果がある。また、近世における延暦寺寺院組織に関しての本格的な分析は行われていないが、中世段階の延暦寺寺院組織に関しては下坂守が検討しており、近世段階の状況を考える上での前提とすることができる。まず、両者の論考に依拠し、天台宗の教団組織の概要について述べておきたい。

下坂は中世の延暦寺について、①惣寺と呼ばれた僧侶の合議を基本として運営されており、惣寺は大衆と呼ばれる一般の僧侶によって構成された、②大衆は、東塔・西塔・横川の三塔と、塔の下に位置する単位である谷に所属しており、三塔の大衆を代表する役職として東塔・西塔には執行、横川には別当が存在していた、さらに執行・別当の下に実務担当者として執行代・別当代が置かれた、③天台座主に就いた妙法院・青蓮院・梶井門跡などの諸門跡は、朝廷・幕府の側にあつて惣寺と対抗する存在であつたことなどを論証している。延暦寺は元龜二年(一五七二)の織田信長による焼き討ちで大きな打撃を受け、再興後は寺院としての規模は縮小するが、基本的な組織形態は中世段階と同様であつた。すなわち、

諸門跡が就任する天台座主が一山の長となるとともに、正徳期には一二五坊が存在した僧坊の住持が執行・別当などの役職に就任し、三塔それぞれに所属する僧侶の合議によって寺内行政が進められていたのである。^⑤しかし、柚田によって天台宗の宗学統制権・延暦寺の住持任免権・天台宗最重要の法儀と位置づけられる法華大会広学堅義の執行権などはいずれも輪王寺門跡の管轄下にあったことが明らかにされていることから、延暦寺の天台教団における種々の権限は形骸化されてきたことが指摘できる。

右のような延暦寺の組織が輪王寺門跡の支配に従属する関係は、天台宗の末寺統制のあり方にも大きな影響を与えた。天台宗の寺院は、天明六年（一七八六）作成の「寺院本末帳」^⑥に二七九四ヶ寺が記載されているが、寛永寺末が一八三五六ヶ寺（孫末寺以下の末寺数も含む、以下の末寺数も同じ）と全体の約六六%を占め、延暦寺末は約一七%の四八三ヶ寺であり、末寺数では寛永寺が延暦寺を圧倒していた。また、延暦寺に対して行われる末寺からの訴願は、天台座主の延暦寺における里坊である滋賀院の留守居が受理し、滋賀院留守居から直接に、若しくは執行代二名・別当代（略して三執行代とも称する）と滋賀院留守居の合議を経た後に、寛永寺執当を通じて輪王寺門跡の裁許を得なければならなかったのである。

延暦寺の末寺統制権も輪王寺門跡の支配下に置かれていたのであるが、天台宗の寺院には寛永寺末・延暦寺末の寺院の他に、三塔の僧坊が抱える末寺が存在した。それらの末寺の統制については、次の史料^③に見られるように僧坊が直接管轄した。

（史料3）

口上

江州甲賀郡油日山社僧成就院・養照院御窺之儀有之、罷出度候願ニ付、本寺山門惣持坊差添罷出候、様子御聞被成可被下候、為其如斯御座候、以上

五月十六日

滋賀院御留守居
宝積院

京都
御奉行所

史料3は、享保二年（一七二七）の「滋賀院御用留」に書き留められたものである。甲賀郡油日村金剛寺の僧坊である成就院・照養院が、「御窺之儀」につき本寺惣持坊とともに京都町奉行所へ出頭するにあたって、滋賀院留守居が町奉行所へ提出した添状である。この添状に対応する「御窺之儀」についての願書は、惣持坊の指示で金剛寺から町奉行所へ提出されたのであり、金剛寺を直接支配していたのは惣持坊であったと判断できる。ただ、この場合、惣持坊が滋賀院留守居に史料3の発給を求めたのであり、惣持坊の末寺支配が輪王寺門跡の統制と切り離されたものではなかったことも示している。

三塔の僧坊である惣持坊が、延暦寺の寺内行政を担う構成体であるにも拘わらず独自の末寺を持ち得たのは、宝暦三年（一七五三）に矢川寺住持周顕に対して「比叡山延暦寺穴太流大阿闍梨職位事」と題する印信を発給し、伝法灌頂を行ったことからうかがえるように、天台密教の一流派穴太流の法流を伝えていたことが理由である。

周知のように平安期の天台宗は、円仁・円珍・安然らによって密教教義が確立された後に、延暦寺一山堂塔の焼失により停滞期を迎えるが、良源によって中興される。教学の興隆に尽力した良源の活動により顕教・密教ともに教義は多方面に発達するが、平安末期に至ると次第に教義の細分化が進展する。島地大等によれば、密教流派は穴太流・三昧流・法曼流などの諸派に分かれており、延暦寺の僧坊や地方の天台宗寺院がそれらの流派を相承した。延暦寺では、惣持坊・東塔西谷行光坊・横川兜卒谷雞足院が穴太流、東塔東谷正覚院が西山流、東塔無動寺谷法曼院が法曼流を近世以降も伝え「山門五箇灌室」と称されていた。天台宗の僧侶が阿闍梨の職位を得て密教の祈禱を行うには、灌室（灌頂道場）において灌頂を受けなければならなかったのであり、灌室の住持と灌頂を受けた僧侶とは師弟となった。宝暦三年の印信にはそのよ

うな師弟関係が示されており、慈覚大師（円仁）より惣持坊始祖の行遍を経て、惣持坊二五世の智川に伝えられた大阿闍梨の職位を矢川寺周顕に対して与えるという内容になっている。

右のような事相（密教修法儀礼）法流関係の一部は、幕府による本末統制政策の展開により灌室と灌頂を受けた僧侶の寺との本末関係へと移行した。先に挙げた天明六年の「寺院本末帳」によれば、惣持坊が七五ヶ寺、正覚院が六〇ヶ寺、雞足院が四四ヶ寺、行光坊が二八ヶ寺の末寺を抱えている。阿闍梨の職位は灌室の判断で授与ができたのであり、灌室であつた僧坊にとつては近世段階で末寺を拡大していく際の有効な手段になつたのである。

矢川寺や氏子村々の祈禱寺において矢川寺住持が祈禱を行うには、そのための資格である密教の阿闍梨の職位が必要になつた。阿闍梨の職位を授与できるのは灌室である延暦寺の僧坊であり、矢川寺にとつては氏子村々との関係を構築していくために、惣持坊との事相法流関係を取り結ばなければならなかつた。そのような関係が元禄期に至つて本末関係へと移行したのである。本章では、元禄期における惣持坊と矢川寺との本末関係の形成過程について詳しく分析したい。

① 柚田善雄「幕藩制国家と門跡——天台座主・天台門跡を中心に——」（『日本史研究』二七七、一九八五年、再取第二章註⑦前掲柚田著書）。

② 下坂守「中世寺院社会の研究」（思文閣出版、二〇〇一年）。

③ 天台座主の就任状況については、渋谷慈鑑編『天台座主記』（第一書房、一九七三年）参照。

④ 僧坊住持による延暦寺内の役職の就任状況については、「東塔五谷堂舎並各坊世譜」、「西塔堂舎並各坊世譜」、「横河堂舎並各坊世譜」（『天台宗全書』二四）参照。

⑤ 下坂が註②前掲著書二二七頁で指摘しているように、近世における東塔・西塔・横川それぞれの意思決定は各谷の代表である学頭代の衆

議によつていた。

⑥ 第二章註⑨前掲『江戸幕府寺院本末帳集成』に所収。

⑦ 末寺からの願書留帳である安永九年（一七八〇）「諸願記」（叡山文庫滋賀院門跡文書一）に記録されている願書の宛所は全て滋賀院になつており、滋賀院が延暦寺の末寺統制に関する執行機関であつたことが分かる。

⑧ 享保二年「滋賀院御用留」（叡山文庫滋賀院門跡文書日用四三）。

⑨ 宝暦三年一〇月一四日「比叡山延暦寺穴太流大阿闍梨職位事」（矢川神社文書一五）。

⑩ 島地大等『天台教学史』（明治書院、一九一九年）。

⑪ 碓慈弘『天台宗史概説』（大蔵出版、一九六九年）。

第四章 元禄期における本末関係の形成

矢川寺が本末関係について届け出た史料②と同じ元禄五年九月に、矢川寺は延暦寺三執行代に宛てて次の史料④を提出している。

(史料④)

乍恐口上

今度寺社本末由緒御改ニ付、当寺之儀往古山門末寺と伝申候処、此度寛文五年之帳面ニ惣持坊末寺与有之候間、帳面之通違背仕間敷と被仰候故、達而御断申上候得共、御承引無之候故御請可申と存候、就夫寛文年中帳面ニ矢川寺末寺五ヶ寺書付有之候処、惣持坊末寺ニ可被成由御申被成候、然上ハ、帳面も違背有之候様ニ存候、然ハ当寺も先年之通山門末寺ニ奉願候、若帳面之通御申付被為成候ハ、五ヶ寺之儀ハ矢川寺末寺ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

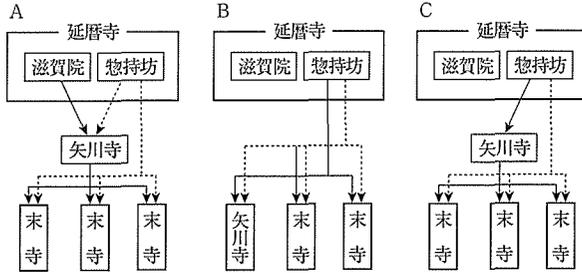
江州甲賀郡

矢川寺判

山門

執行代

史料④では、矢川寺は往古より延暦寺末と伝えられてきたが、寛文五年（一六六五）の帳面に矢川寺を惣持坊末と書き上げられたため、今回の寺院改でも止むなく惣持坊末であることを了承しようと考えた、しかし、寛文五年の帳面に矢川寺の末寺と書き上げられていた五ヶ寺についても惣持坊が末寺にすると主張してきたので、それならば先年の通り矢川寺を延暦寺末とするか、寛文五年の帳面通り矢川寺が惣持坊末とされた場合は、五ヶ寺を矢川寺末とするように願うということが述べられている。史料④にある「寛文五年之帳面」とは、寺社方朱印改の際に作成された末寺を書き上げた帳面のことを指している。^②先述した通り、矢川寺の本末関係が確定されるのは元禄五年の寺院改によってであり、それまでは図2-1-Aの如く、矢川寺は自らが延暦寺末であり、氏子村々に所在する祈禱寺の中本寺であるとの認識を持っていたが、惣



※ → は制度上の本末関係，……は事相法流関係を示す。

図2 制度上の本末関係と事相法流関係

持坊は図2—Bのように、寛文五年の帳面を根拠として矢川寺を末寺にするのと同時に、氏子村々の祈禱寺を直末寺に編成しようとしたのである。

このような惣持坊の動きは、矢川寺のみならず甲賀郡内の他の天台宗寺院にも及んだ。元禄六年（一六九三）九月八日には鳥居野村河合寺・新宮上野村新宮寺・金剛寺からも史料4と同様の訴えが起こされている。訴訟に及んだ河合寺・新宮寺・金剛寺ともに、氏子七〜一〇ヶ村を抱える郷鎮守の神宮寺であり、惣持坊が郡内の郷鎮守に併存する神宮寺の多くを自らの影響下に置こうと指向していたことがうかがえる。四ヶ寺と惣持坊双方が訴え出した結果、三執行代と滋賀院留守居は、金剛寺と矢川寺に関しては寛文五年の帳面に本寺・法流ともに惣持坊とあることから、惣持坊の主張を認める判断を示している。^⑤

この裁許により惣持坊は矢川寺との本末関係を維持できることになり、史料4で見られたような矢川寺の中本寺としての立場を否定する動きを強めたと考えられる。元禄一四年（一七〇二）二月三日には矢川寺は惣持坊に対して次の史料5^⑥を差し出している。

（史料5）

乍恐以上書申上候

江州甲賀郡矢川寺

清淨院

一江州甲賀郡柚庄廿二村之惣社矢川社は、延喜式神名帳甲賀六所之中之一座ニ而御坐候、此社僧百余年前迄七坊御坐候而、式百七拾余之寺領ニ而相統仕り候処ニ、文禄之頃寺領被召上候ニ付六坊退転仕り、一坊を廿二村として修復仕候処ニ、先年廿二村之内拾五村者

我儘申立のき候而、社事請雨等も不仕候ニ付、少之助成も不仕、寺社共ニ難立迷惑仕候御事

一近年残る七村之内、御地頭方数多御入組被成候ニ付、寺社境内も内々御構ひ被成候御方も御坐候、山林竹木伐取申百姓も御坐候
ニ付、矢川寺よりせいたう仕候而も承引不仕、迷惑仕候御事

一近年七村之内私領ニ罷成候ニ付、雨請等も内々御構ひ被成候御方も御坐候而、七村一統不仕候ニ付、祈雨等も不仕候故、寺社之助成も無御坐候、其上修復入用迄も年々滞り迷惑仕候処ニ、只今百姓共我儘を申、七村之内も立のき可申と申、迷惑仕候御事

右矢川寺之儀ハ由緒ある古跡にて御坐候処、ふた、ひ破滅ニをよひ敷敷奉存、以御威光寺社共ニ相統仕度奉存候、

乍恐寺社御建立と被為 愚召上、山門御末寺ニ被為 成、境内之御制札を被為下候ハ、難有可奉存候、以上

元禄十六年末十二月三日

清浄院判

山門
惣持坊様

史料5では、①矢川大明神は文禄年間に寺領を召し上げられ、氏子二ヶ村で寺社の修復をしてきたが、先年一五ヶ村の氏子が立ち退いたため寺社の維持が難しくなっていること、②残る七ヶ村も複数領主の入組^⑦となったため、矢川大明神の寺社境内への領主支配が区々になり、各村百姓の境内山林伐採を矢川寺が制止できないこと、③雨請についても領主の支配が区々であり、七ヶ村が一統しないため祈雨ができないこと、七ヶ村の内にも氏子を立ち退くと主張する村があることを述べた上で、矢川寺を延暦寺末にするとともに、境内への制札の下附を願ひ出ている。

史料5において、矢川寺が氏子村々に対しての求心力の低下を強調しつつ、自らが延暦寺末に編入されることを願ひ出した意図は、史料4での主張と同様に、惣持坊の支配を脱することで中本寺としての立場を保つことにあつたといえる。この訴願の結果は、矢川寺が惣持坊の末寺であることに変更はなかつたが、寛政二年（一七九〇）の「人別御改帳^⑧」で深川村淨福寺・同村浄土寺・塩野村滝坂寺・塩野村円満寺が矢川寺の末寺になっていることが確認できることから、図2—Cのように矢川寺の中本寺としての立場を認める形で決着したことが分かる。

以上に述べてきたように、惣持坊と矢川寺との本末関係は、近世的な存立基盤を確立しようとする両者のせめぎ合いのなかで形成されたのであるが、本寺である惣持坊側の動きの背景には、当該期における延暦寺各僧坊の経営悪化の問題があった。宝永五年(一七〇八)には、各僧坊の借金が累積したため、自分が住持であった以前の借金は僧坊に付け置き、新たに生まれた借金は他の寺院に移る場合でも移転先へ持参して返済せよとの指示が寛永寺執当から延暦寺に対して出されている^⑨。享保六年(一七二二)の惣持坊の借金は銀四貫三〇七匁・金三〇両に及んでおり、東塔北谷の僧坊の中では最悪の経営状態にあつた。惣持坊はこのような経営状況を打開するために、収奪の対象となる末寺の拡大を指向し、矢川寺の末寺を直接掌握することを試みたと思われる。前章で指摘したように、近世天台教団においては延暦寺の運営や末寺の支配に寛永寺が強い統制を及ぼしていたのであり、財政窮乏に陥った延暦寺の各僧坊は、それぞれが寺院としての生き残りの道を模索しなければならなかつたのである。

- ① 年未詳「矢川社雜記下」(矢川神社文書三〇二)。
- ② 史料5と同時に提出された「矢川寺御本寺混乱之覚」(年未詳「矢川社雜記下」(矢川神社文書三〇二))に、「寛文五年寺社方御朱印御改之節、矢川寺社領御訴訟のため清淨院本末之儀 東叡山へ書上ヶ候付……」とあることから、「寛文五年之帳面」とは、寺社方朱印改の際に作成されたものであることが分かる。
- ③ 元禄五年(一六九四)「江戸往復書翰留」(叡山文庫止観院文書往書八)。
- ④ 河合寺・新宮寺・金剛寺の氏子村々の範囲については、第一章註①前掲「矢川神社文書調査報告書」の「解説」参照。
- ⑤ 河合寺・新宮寺に対しての裁許は、註③前掲史料によれば、両寺とも寛文五年の帳面に本寺の記載がないため、惣持坊の末寺であるとの判断は下されなかつた。河合寺については延暦寺末として認められており、新宮寺は寛永寺に対して直訴を行い、同年九月二十八日に寛永寺執当より寛永寺末にするとの裁許を得ている。
- ⑥ 年未詳「矢川社雜記下」(矢川神社文書三〇二)。
- ⑦ 氏子村々の領主は、元禄一四年(一七〇二)二月「領分附近江国郷帳」(滋賀県立図書館蔵)によれば、森尻村は鳥居忠英(水口藩)・堀田一輝・美濃部茂孝、深川村は鳥居忠英・美濃部茂孝、深川市場村は内藤忠種・美濃部茂孝、杉谷村は鳥居忠英、塩野村は鳥居忠英・武嶋茂孫・青木義武、柘植宗英、稗谷村は鳥居忠英、葛木村は稲垣重定(山上藩)、寺庄村は幕領となっている。
- ⑧ 寛政二年四月「人別御改帳」(矢川神社文書一七)。
- ⑨ 宝永五年「諸篇留帳」(叡山文庫止観院文書往諸六五)。
- ⑩ 享保六年「北谷借銀増減目録」(叡山文庫止観院文書資諸五四二)。

以上、近江国甲賀郡森尻村矢川寺を事例に、近世前期郷鎮守における神宮寺の存在形態について分析を加えてきた。まず、論点を整理した上で、本稿では分析できなかった近世中期以降の展開について、見通しを述べておきたい。

中世段階の矢川大明神は、享保期に成立した神社の記録である「矢川雜記」の記載内容から、以下のような存在形態であったものと推測される。すなわち、①中世の当該地域には池原柚庄が成立しており、その領域は近世初期の矢川大明神氏子二ヶ村の範囲に比定されるものであった、②矢川大明神は池原柚庄の郷鎮守であった、③矢川寺が別当として祭祀を中心的に執行していた、④中世後期には、当該地域を支配した甲賀侍衆望月氏がその運営に関わっていた、である。

しかし、そのような郷鎮守としての矢川大明神の運営構造は、近世初期に生じた地域社会の変容によって崩壊したのであり、近世社会において矢川寺は、中世以来の秩序を再編成した新たな存立基盤を構築しなければならなかった。氏子二ヶ村は承応元年の争論によって分裂して七ヶ村に減少し、近世初期の氏子村々には浄土宗の檀那寺が創設されていく。中世的な構造の更なる解体が進み、檀那寺という別の性格を持つ宗教施設が形成されるなかで、矢川寺は氏子村々を近世的な存立基盤として組み込むために、矢川大明神の祭祀を掌握することによって生じる宗教的権力を背景として、氏子村々の祈禱寺や鎮守で実施される村落祭祀を取り仕切ったのである。

祈禱系の仏教宗派である天台宗に属する矢川寺の住持が、矢川大明神の祭祀を掌握し、氏子村々に対して宗教的権力を及ぼすうえで、現世利益をもたらす祈禱を行う能力は不可欠のものであった。祈禱を行うには密教の阿闍梨の職位が必要であり、矢川寺の住持は、台密の穴大流を相伝していた延暦寺東塔北谷の僧坊惣持坊から伝法灌頂を受けていた。惣持坊は矢川寺と結んでいた右のような事相法流関係を梃子にして、幕府による宗教政策の確立期である元禄年間に実施された寺院改を契機に、矢川寺を制度上の末寺に組み込むのと同時に、氏子村々に所在する祈禱寺を直末寺にして、矢川寺が中

本寺としてそれらの寺々に支配を及ぼす権限を否定しようと試みたのである。そのような惣持坊の画策に対して、矢川寺は訴訟を起こして抵抗する。両者のせめぎ合いは、矢川寺が惣持坊の末寺に組み込まれつつも、中本寺としての地位は認められる形で決着した。

本稿では、中世荘鎮守の神宮寺が、近世前期段階で如何なる展開を遂げたかについて論証したが、近世前期に成立した神宮寺を核とする宗教的権力秩序は、近世中期以降の氏子村々による自律的な地域運営能力の高まりによって解体する可能性があるものであった。矢川大明神に類似する存在形態を持つ北脇村の若宮八幡宮では、室町時代の公卿である飛鳥井雅親を家祖とする神職柏木家・神宮寺である神護寺・氏子一〇ヶ村が祭祀組織を形成しており、飛鳥井家との由緒を誇示する特権的神職柏木家が近世前期から神社運営の主導権を握っていた。しかし、一八世紀末に財政悪化が原因となって柏木家が神社運営に対しての実権を失い、それに代わって氏子村々が運営を担うような状況が生み出されたのである^①。氏子村々の動きによって神宮寺の地位が切り崩され、新たに氏子村々の側が宗教的権力秩序を維持する主体になるような転換は、近世前期の郷鎮守祭祀組織が、中後期に更なる展開を遂げる道筋として想定されなければならないものと考えている。最後に、本稿で明らかにした、近世前期に宗教的権力秩序を形成した郷鎮守神宮寺という寺院のあり方を、今一度先行研究を踏まえて位置付けておきたい。

すでに述べたように、近世の郷鎮守神宮寺については、従来研究蓄積がほとんどなかった^②。しかしそれは、近世社会において郷鎮守神宮寺の存在が特殊なものであったことを意味しているとは筆者は考えていない。むしろ、小農自立論に基づく寺檀関係中心の近世仏教史観や、明治初年の廢仏毀釈による神宮寺の史料滅失が、これまでの研究を低調にさせていた原因であつたと捉えている。

では、近世前期における郷鎮守神宮寺の存在が、普遍的な広がりをもつものと見なすことは可能だろうか。その前提となる中世後期を対象に、榎原雅治は莊園公領の鎮守と地域社会の関連について分析した^③。榎原が論証した莊園公領鎮守の

ネットワークは、戦国期の争乱と太閤検地によつて大きな打撃を受けている。しかし、既に述べたように領域型荘園の地域的枠組みは近世段階にも郷村結合として引き継がれたのであり、さらに神仏習合が「庶民社会の隅々にまで浸透した」はむしろ近世であつた」とする竹田の指摘^④を踏まえれば、郷鎮守神宮寺は近世社会においても根強く残存していたと考えられる。

右のことを示唆するのが、圭室文雄の水戸藩・岡山藩寺社整理に関わる研究である^⑤。圭室は、寺院整理以前の岡山藩領域である備前国・備中国、水戸藩領域である常陸国において、神仏習合形態の祭祀を執行する祈禱系仏教寺院が多数存在したことを示している。そのことは、莊園公領の鎮守によつて構成された中世後期の宗教的な地域構造が、近世前期に至つても両藩領域に色濃く残つていたことを物語つている。水戸藩や岡山藩が解体を試みたのは、中世的な構造を再編成した郷鎮守神宮寺を核とする宗教的権力秩序であつた、と考えられるのである。

このことは、おそらく近世の仏教思想史を考える上でも重要である。大桑は、幕藩制仏教の基本的思惟として、封建的思惟としての唯心論が様々な形で見いだせること、それは「唯心弥陀・己心浄土」というタームで表現される天台本覚思想に源流を持つ思惟であることを指摘している^⑥。そのような濃厚な顕密主義思想が近世社会において成立するには、思想の発生源としての祈禱系仏教寺院が広汎に存在していなければならぬ。郷鎮守神宮寺についての更なる史料発掘と、その存在形態の分析は、今後の大きな研究課題となるであらう。

① はじめに註①前掲拙稿B。

② はじめに註②前掲竹田著書、同澤論文が数少ない成果である。

③ 榎原雅治「若狭三十三所と一宮——中世後期若狭の寺院と莊園公領

総社——」(『史学雑誌』九九一、一九九〇年、再収榎原「日本中世地域社会の構造」、校倉書房、二〇〇〇年)。

④ 竹田聰洲「近世社会と仏教」(『岩波講座日本歴史』九、岩波書店、一九七五年、再収竹田「竹田聰洲著作集」七、国書刊行会、一九九四年)。

⑤ 圭室文雄「日本仏教史 近世」(吉川弘文館、一九八七年)。

⑥ はじめに註⑦大桑著書。

temps, leur fidélité et amitié.

Ce qui est inédit au XIII^e siècle, ce n'est pas l'usage des temoins et des chartes en justice, mais l'adoption et l'accoissement graduel de l'enquête, une procédure qui ne permet plus le témoignage volontaire, mais par contre impose la déposition forcée. Ce constat est important parce qu'il agit d'enfoncer un coin dans le système traditionnel de la société seigneuriale en dénouant les liens entre les amis et entre le maître et le serf. Dès le début du XII^e siècle, les comtes angevins commencent à employer cette méthode dans des procès concernant leurs officiers domaniaux et leurs petits vassaux, objets parfaits que on met à l'épreuve du nouveau pouvoir princier.

The Formation of the Shrine-temple for a Tutelary Deity and its
Hierarchical Relationship during the First Portion of the Early-modern
Period: The Example of Yagawadera in the Koka District of Omi Province

by

FUJITA Kazutoshi

Yagawa Daimyōjin at Morijiri village in Koka district in the province of Omi is thought to have been the local deity of the Ikehara-soma no sho, an estate in the area, during the medieval period. Yagawadera, which was the shrine-temple, conducted rites that were characteristic of the Shinto-and-Buddhism symbiosis, known as *shinbutsu shugo*. After the estate system had been dismantled at the end of Warring-States period, Yagawadera was confronted with the need to build a new foundation for a reorganized economic structure suitable for a medieval shrine, and by controlling the rites at local temples of the villagers associated with the shrine, it was able to construct a new order in the religious power structure of the region. In order for the local priest of Yagawadera to lead these rites for the villagers associated with the shrine, it was necessary for him to attain the status of *ajari* (S. acarya), which is required to perform esoteric Buddhist rituals. Therefore, an ecclesiastical relationship with Sojibo, a cloister of Enryakuji, which carried on the Ano tradition of Tendai esoteric Buddhism, was established, and Yagawadera became a branch temple, subordinate to Sojibo. When the bakufu reorganized the temple system, Sojibo tried to use the ecclesiastical relationship to make both Yagawadera and the local temples direct subordinates, branch temples of

equal rank. Yagawadera resisted and initiated a lawsuit. In the ensuing struggle the hierarchical order of the temples was formed.

Local History and Community: How *Onshirin* (Imperially Granted Forests) are Described in Local History Books in Yamanashi Prefecture

by

NANTO Naoko

This study deals with local history books published by local governments in Japan. They portray the history of people who lived in the local area from the distant past to present. Bellah has called those who share the same understanding of the past a “community of memory.” Fujii considers these local history books as a medium by which such “communities of memory” are created. However, we have to keep in mind that today’s local government entities and their geographical expanses are not super-historical ones, but were first established in the Meiji era and then reconstituted on several occasions. Therefore, a single local government entity may include several historical units which may have had different experiences of the past. This problem is similar to that in the narration of national histories.

The author’s aim is to reconsider those local history books and “community of memory” by focusing on the grammatical subject used in written histories. Mayors often contribute prefaces to local history books that read something like this: “We citizens owe what we are today to our ancestors’ effort. We must remember them and follow in their footsteps in order to achieve further development of our city.” The subject here is *wareware shimin*, “we citizens,” who are linked to the innumerable people who had lived in same area in the past. Abiko points out that modern Japanese local government entities have faced several crises, such as the foundation of local government system and the setting of new administrative boundaries in the early Meiji era, and the consolidation of village shrines or common properties at the end of Meiji era. We can use these facts as the subject matter to examine whether local history books really guarantee the unity of people today and bind them in a “community of memory.” The author investigated 69 local history books produced by local governments in Yamanashi prefecture which were published from the 1950’s to 2006, focusing on how changes in the ownership of